

各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長 様
（各市町村立学校長）

北海道教育庁学校教育監

いじめの問題への適切な対応について（通知）

このことについては、これまでも、積極的ないじめの認知や「北海道いじめ防止基本方針」（以下、「方針」という。）にある「いじめが解消している状態」まで継続して指導するなど、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応の取組について、ご尽力いただいているところです。

しかしながら、この度公表された国の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」においても、依然として児童生徒がいじめの問題により苦しんだり、悩んだりすることが多い状況が改めて示されたところです。

こうしたことから、本道の全ての児童生徒が安心して元気に充実した学校生活を送ることができるよう、教職員に対して、改めて、次のとおり方針に定める「教職員の責務」などを踏まえたいじめの問題への適切な対応について、指導を徹底してください。

記

北海道いじめ防止基本方針における「教職員の責務」

○（早期発見・早期対応の必要性）

教職員は、児童生徒理解を深め、信頼関係を築き、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることのないよう努める。

○（いじめ情報の記録・報告）

教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応に繋げる。

○（組織的な対応、被害児童生徒の庇護）

教職員は、「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童生徒を徹底して守り通す。

○（言動等への留意）

教職員は、児童生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。

○（教職員の対応力向上）

教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる力を身に付ける。

いじめ問題への対応における教職員の責務

I 早期発見・早期対応

教職員は、児童生徒理解を深め、信頼関係を築き、

- ささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮
- 早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視しない

II 情報の記録・報告

教職員が、いじめを発見又は相談を受けた場合は、

- 情報を学校の方針等に沿って記録
- 速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、組織的に対応

III 被害側の庇護



「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、

- 事実関係を確認
- 組織的な対応方針の下、被害児童生徒を徹底して守り通す



IV 言動等への留意

教職員は、児童生徒に直接指導する立場にあることから、

- 不適切な認識や言動等が児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したりしないよう十分留意

V 対応力向上

教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、

- 研修の成果を共有
- いじめの問題に適切に対応できる力を身に付ける